

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、<u>津波、地盤の液状化</u>、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、事故等により生ずる被害をいう。</p> <p>第2号から第10号まで (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、<u>津波、地滑り</u>その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、事故等により生ずる被害をいう。</p> <p>第2号から第10号まで (略)</p>